

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

第二特別調査室

所管事項の動向

1 衆議院の一票の較差是正

(1) アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年3月23日）等¹を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申」²を受け、平成28年5月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法³」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

アダムズ方式とは

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

(2) 令和2年国勢調査に基づく公職選挙法の改正

令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と令和2年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）」、同月28日公布、12月28日施行）。新たな区割りは、施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用される。また、区割りが改定された選挙区が多数に上るため、附帯決議等において、有権者に混乱が生じないように、政府による十分な周知徹底が求められている。

¹ 第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、1人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を0増5減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、0増5減の対象県以外は1人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

² 平成26年6月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年1月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区6減、比例代表4減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差2倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

³ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

本改正の概要

① 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定

- ・ 都道府県別定数の異動 10増10減

定数増		定数減			
埼玉県	15→16 (+1)	宮城県	6→5 (-1)	岡山県	5→4 (-1)
千葉県	13→14 (+1)	福島県	5→4 (-1)	広島県	7→6 (-1)
東京都	25→30 (+5)	新潟県	6→5 (-1)	山口県	4→3 (-1)
神奈川県	18→20 (+2)	滋賀県	4→3 (-1)	愛媛県	4→3 (-1)
愛知県	15→16 (+1)	和歌山県	3→2 (-1)	長崎県	4→3 (-1)

- ・ 区割りが変更される選挙区の数 25都道府県140選挙区

- ・ 改定による最大人口較差

	改定後 (令和2年日本国民の人口)	改定前 (令和2年日本国民の人口)	平成29年区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大	福岡2区 547,664人	東京22区 574,264人	神奈川16区 554,516人
最小	鳥取2区 273,973人	鳥取2区 273,973人	鳥取2区 283,502人
	1.999倍	2.096倍	1.956倍

- ・ 改定による分割市区 (32市区←改定前105市区町)

新たに分割された区の数	2区	北海道札幌市白石区、福岡県福岡市東区
分割の区域が変更された市区の数	12市区	埼玉県川口市 千葉県市川市、船橋市 東京都大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市 兵庫県川西市
分割の区域に変更がない市区の数	18市区	北海道札幌市北区・西区、 栃木県宇都宮市 など

② 衆議院比例代表選出議員のブロック別定数の改正

- ・ ブロック別定数の異動

定数増		定数減	
南関東	22→23 (+1)	東北	13→12 (-1)
東京都	17→19 (+2)	北陸信越	11→10 (-1)
		中国	11→10 (-1)

③ 適用選挙

新たな区割りは、令和4年12月28日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用される。この総選挙より前に実施される補欠選挙については、従来の選挙区で行われる。

(3) 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる⁴。なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査（次回は令和7年）において、選挙区間の人口較差が2倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から1年以内に行われる⁵。

令和7年簡易国勢調査に基づく区割り改定（※平成27年簡易国勢調査の実績等に基づく想定）	
令和7年10月 令和8年2月	簡易国勢調査実施 速報値公表（日本国民の人口公表）※令和2年大規模国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月の公表となった。
令和9年2月まで 常会中	区割り審が区割り改定作業を開始 区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告 政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から1か月後 （※前例による）	新たな区割り改定法施行

(4) 選挙制度に関する今後の協議

令和4年11月8日の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法に関する特別委員会において、公選法改正案の採決に当たり、議員定数や選挙区割りの在り方等に関し、国会で抜本的な検討を行うに当たって、速やかに与野党で協議の場を設置し、令和7年簡易国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする等を内容とする附帯決議が付された⁶。

こうした中、与野党6党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受け、令和5年2月、衆議院の正式な機関への移行を念頭に、与野党6党の実務者による「衆議院選挙制度協議会」が設置された⁷。

同協議会は、16回にわたり、現行選挙制度の検証と評価や望ましい選挙制度の在り方等について協議を重ね、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な視点の提示などを内容とする報告書を取りまとめ、同年12月26日、与野党国対委員長に提出した⁸。

⁴ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第1項

⁵ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第3項及び第4条第2項

⁶ 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議①この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。②当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。③今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

⁷ 『朝日新聞』（令5.2.3）

⁸ 『読売新聞』（令5.12.27）

(5) 第49回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟

令和5年1月25日、第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）の小選挙区選挙における区割規定の合憲性に係る訴訟について、最高裁判所大法廷は、現行の区割制度は10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等により較差を是正することとしており、これと一体的な関係にある選挙区割りの下で拡大した較差も当該制度の枠組みの中では是正されることが予定されていることなどから、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、合憲と判示した。

2 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.00倍、平成27年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大2.99倍）について、令和2年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和4年6月8日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和4年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻議長の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日には「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することを決定した。

また、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）⁹の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍、令和2年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大3.03倍）について、令和5年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

3 公職選挙法等をめぐる最近の動き

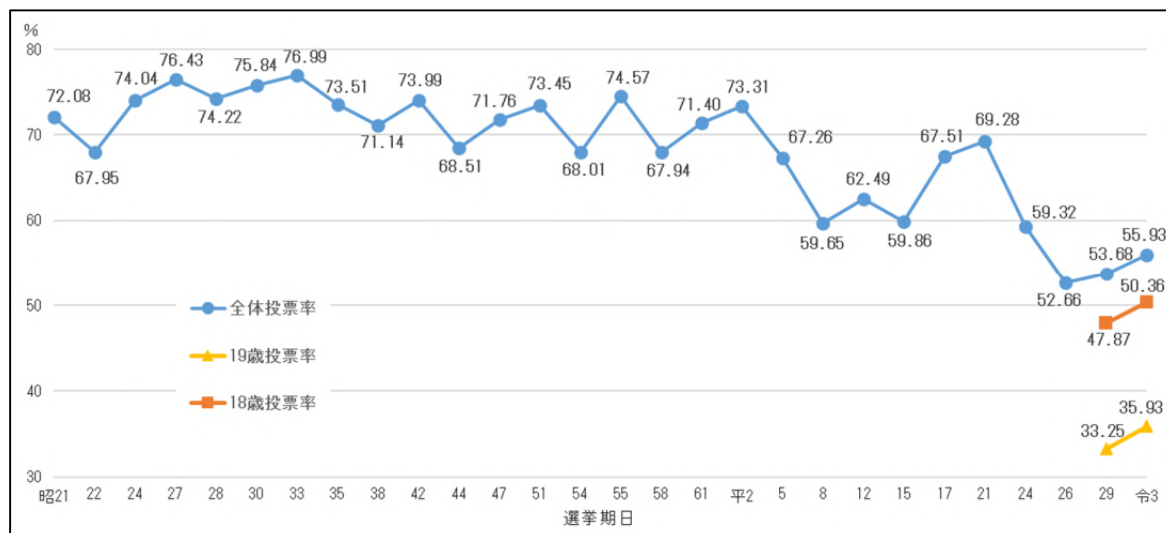
(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

⁹ 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、55.93%で、前回から2.25ポイント増加したものの、戦後3番目に低い投票率であった。このうち18歳・19歳の投票率は、18歳は50.36%、19歳は35.93%となり、前回の衆議院議員総選挙と比べて、18歳は2.49ポイント増加、19歳は2.68ポイント増加したものの、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

（図表1）衆議院議員総選挙における投票率の推移



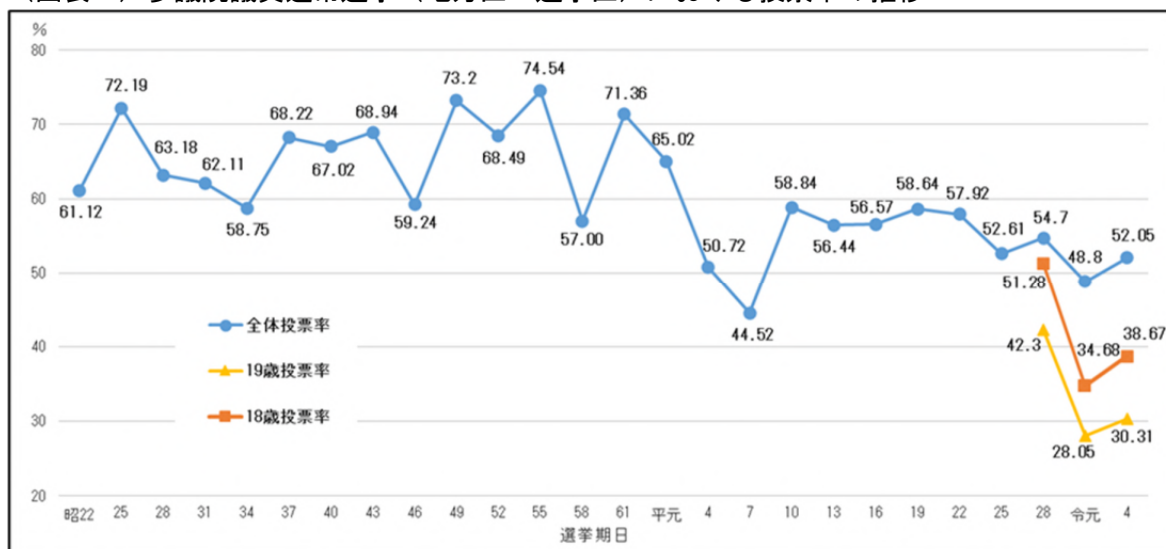
※令和3年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

（注）平成8年以降は、小選挙区選挙の結果である。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

直近の国政選挙である第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）の投票率（選挙区選挙）は52.05%（比例代表選挙は52.04%）で、過去4番目に低かった。

（図表2）参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移

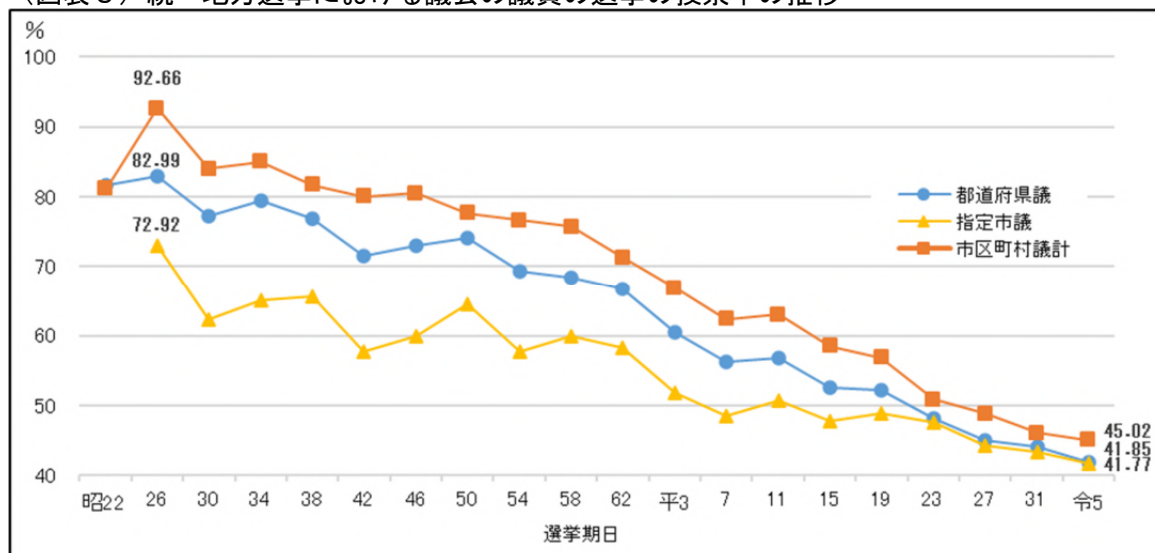


※令和4年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査（平成28年は全数調査）による数値である。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

地方選挙では、令和5年統一地方選挙（前半：令和5年4月9日執行、後半：同月23日執行）における投票率は、市区町村長選挙を除き¹⁰、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表3）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移



※令和5年統一地方選挙の結果は、速報値である。

（注）昭和22年の市区町村議計には指定市議を含む。

（出所）総務省資料をもとに当室作成

こうした投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている¹¹。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組（2）参照）が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組（3）参照）が行われている。

（2）投票環境の向上方策

総務省では、平成26年5月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

なお、令和4年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案¹²が提出され、11月11日に成立した。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民

¹⁰ 令和5年統一地方選挙における市区町村長選挙の投票率は47.68%（速報値）である。市区町村長選挙において、昭和22年以降で最も低い投票率となったのは、平成31年統一地方選挙における47.25%である。

¹¹ 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第6号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号（平27.5.29）等

¹² 在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和4年5月25日の最高裁大法廷判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容とした最高裁判所裁判官国民審査法改正案が国会に提出された。

審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票、③国内における投票が可能となった¹³。

ア 共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年3月27日の中間報告、平成28年9月9日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた¹⁴。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている¹⁵。

イ 郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月9日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年6月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した¹⁶。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護5の者に限られている対象を要介護3及び要介護4の者まで拡大することが提言された¹⁷。

第196回国会（常会）の平成30年5月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護3及び要介護4の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした¹⁸が、提出には至っていない。

なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち、一定の要件を満たしている者（特定患者等）¹⁹について、令和3年6月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投

¹³ 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号）」（令和4年11月18日公布、令和5年2月17日施行）附則第2条により、施行日以後その期日を告示される審査から適用される。

¹⁴ 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第8号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

¹⁵ 総務省HP「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年3月）

¹⁶ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年6月13日）

¹⁷ 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約183万人（要介護3の者：約93万人、要介護4の者：約90万人）増えることが想定される（厚生労働省HP「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和5年10月分））。

¹⁸ 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第4号4頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

¹⁹ ①感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者、②検疫法の規定

票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられた²⁰。ただし、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和6年1月19日現在、同投票制度の対象となる者はいない。

ウ インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ICTの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年8月10日に報告を公表した²¹。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和2年1月末から2月上旬に全国計5市区町²²で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

令和5年11月7日、鈴木総務大臣（当時）は衆議院総務委員会での答弁において、在外選挙インターネット投票の導入について引き続き検討し、課題の整理、対応など調査研究を進めるが、インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであるため、各党各会派で十分な議論をいただきたい旨を述べた²³。

第211回国会（常会）の令和5年6月6日、立憲及び維新の2会派共同で、インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進することを目的とする「インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

(3) 主権者教育

平成27年の公職選挙法改正²⁴により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、平成28年7月執行の第24回参議院議員通常選挙に向けて、学校や選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係、NPO法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われた。その結果、同選挙において、18歳・19歳の投票率は全体の投票率を下回ったものの（3（1）図表2参照）、20歳代の投票率（35.60%）を上回った。

同選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理するために開催

より隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

²⁰ 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）」

²¹ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」（平成30年8月10日）

²² 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

²³ 第212回国会衆議院総務委員会議録第2号（令5.11.7）

²⁴ 「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）

された「主権者教育の推進に関する有識者会議」は、同選挙について、学校や選挙管理委員会などの関係者による取組が奏功して社会全体で投票参加の機運が高められたと評価する一方、当該取組が短期間において高校での知識学習等に重点を置いて行われたものであることなどを挙げ、主権者教育の取組が一過性に終わることのないよう、更なる充実を図る必要があるとした。また、主権者教育の今後の方向性については、あらゆる世代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであるとした上で、発達段階に応じた取組、計画的・組織横断的な取組、国及び地方公共団体による取組それぞれについて、有効と考えられる具体的な取組や課題を提示した²⁵。

これらを踏まえた主権者教育の拡充の具体的な取組として、選挙管理委員会と学校が連携して実施する選挙の体験プログラムである出前授業や、主権者教育に関する有識者をアドバイザーとして派遣する主権者教育アドバイザー制度、若者選挙啓発団体等による出前授業や同世代の者への啓発活動などが行われている。

(4) 女性や若者の政治参画促進

ア 女性の政治参画の促進

(7) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」（以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和3年6月の改正²⁶により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和2年12月25日、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30%程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第3次～第5次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和5年9月までに計10回にわたり各政党に対して要請を行っている。

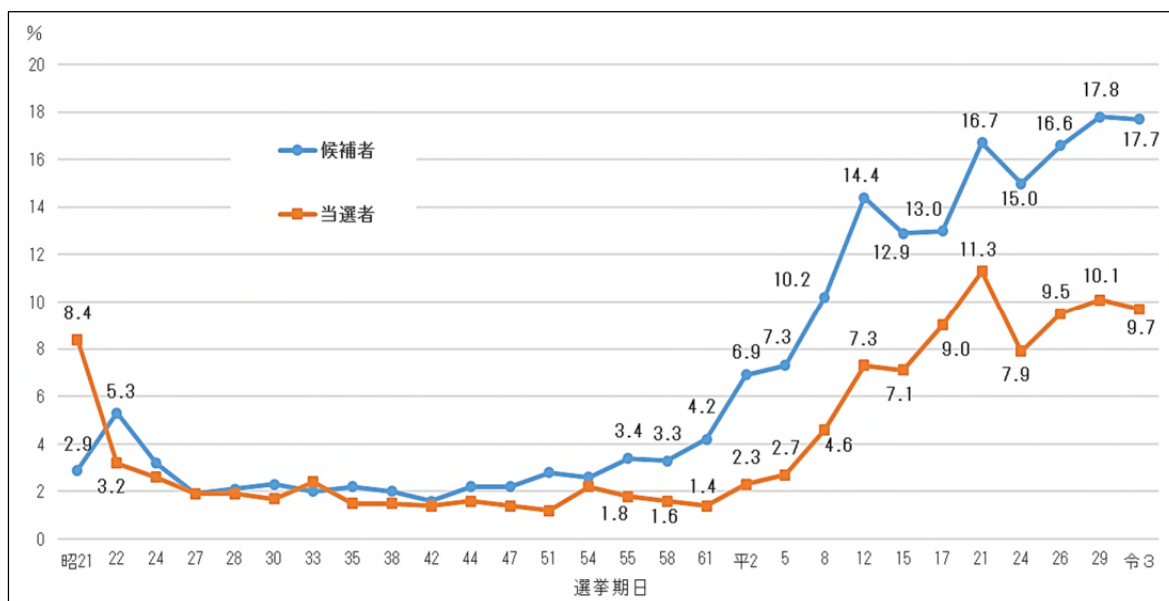
(4) 国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

²⁵ 総務省HP「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（平成29年3月28日）

²⁶ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」（令和3年6月16日公布、同日施行）

(図表4) 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合



※令和3年総選挙の結果については、速報値である。

(出所) 総務省資料をもとに当室作成

第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）は、政治分野男女共同参画推進法及び同改正法の施行後初めての総選挙であったが、候補者のうち女性は186人で、候補者全体に占める割合は、前回総選挙からはほぼ横ばいの17.7%であった。また、当選者のうち女性は45人で、当選者全体に占める割合は、前回はやや下回る9.7%であった。

一方、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）においては、候補者のうち女性は181人で、候補者全体に占める割合は33.2%であった。また、当選者のうち女性は34人で、当選者全体に占める割合は27.4%（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると35人となり、28%）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

イ 被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた²⁷。

第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた²⁸。

²⁷ 「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』（平30.11.29）等

²⁸ 自民党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2022J-ファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を7歳引き下げ」（政策集2022）、公明党は「被選挙権年齢の引き下げをめざします」（参院選2022政策集）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2022）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議

第208回国会（常会）の令和4年5月20日、立民から、衆議院議員及び都道府県の議会の議員等については18歳以上に、参議院議員及び都道府県知事については23歳以上に、それぞれ被選挙権年齢を引き下げること等を内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

4 政治資金規正をめぐる動き

(1) 政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、昭和23年の制定以後逐次改正され、政治資金の収支の公開と政治資金の授受の規正等の強化がなされてきた。

政治資金の収支の公開に関しては、平成6年の法改正で、政治団体に対する寄附の収支報告書における明細の記載基準を年間5万円超に改めた。その後、平成19年7月の法改正では、資金管理団体について、人件費以外の1件5万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の添付が義務付けられた。さらに、同年12月の法改正で、国会議員関係政治団体制度が創設され、国会議員関係政治団体は、人件費を除く1件1万円を超える支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の添付等が義務付けられた。

政治資金の授受の規正等に関しては、昭和50年の法改正で、寄附の量的制限、質的制限が導入された。平成4年の法改正で、政治資金パーティーに対する規制が設けられ、その後、平成6年の法改正では、会社、労働組合等の団体の政党、政治資金団体及び資金管理団体以外への寄附が禁止され、さらに、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体への寄附が禁止された。

ア 会社、労働組合等の団体からの寄附の制限強化

会社、労働組合等の団体のする寄附について、政治資金規正法は、金額の制限と寄附の相手方の制限を行っているが、その制限はこれまでに数次の改正を経ている。

昭和50年の法改正では、初めて寄附の制限が規定され、会社、労働組合等の団体がする寄附について、資本金、組合員数等に基づく寄附の総枠制限と同一の寄附の相手方に対する個別制限が設けられた。

平成6年の法改正では、政治改革の一環として、政治資金の調達を政党中心にするために、会社、労働組合等の団体は、政党、政治資金団体及び資金管理団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をしてはならないものとされた。なお、この改正においては、資金管理団体に対してする寄附については、改正法の施行後5年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとするものとされ、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体に対してする寄附が禁止された。

員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）、共産党は「被選挙権年齢を引き下げます」（2022参院選挙政策）、NHK党は「被選挙権の引き下げを積極的に提案していく」（NHK党の公約）とする旨をそれぞれ掲げた。

イ 個人献金の拡充

会社、労働組合等の団体のする寄附の制限とあいまって、政治資金の調達を個人献金中心に移行するため、昭和50年の法改正で、個人のする政党及び政治団体への寄附のうち一定の要件に該当するものについて、租税特別措置法の定めるところにより、所得控除の対象とすることとされた。また、平成6年の法改正で、政党及び政治資金団体に対する個人献金を促進するために税額控除制度が創設され、従来の所得控除制度との選択制とされた。

ウ 政治資金パーティーの規制

政治資金パーティー券の購入は、社会通念上の価額を超えない限り、パーティー出席のための対価の支払であり、政治活動に関する寄附に該当するものではないとされている。しかし、パーティーによる政治資金集めが盛んに行われるようになったことから、その運営の適正さを確保するため、平成4年の法改正において、政治資金パーティーについては、パーティー券の購入限度額を1パーティー当たり150万円までに制限することとし、同一の者から1パーティー当たり100万円を超える対価の支払を受けた場合には支払者の氏名及び支払金額等を収支報告書に記載することとされた。さらに、平成6年の法改正で、公開基準について、「100万円を超えるもの」から「20万円を超えるもの」に引き下げられた。

エ 政治資金の透明化

平成19年7月の法改正で、資金管理団体について、不動産の取得等を制限するとともに人件費以外の経常経費も1件5万円以上の支出については、収支報告書に明細を記載し領収書等の写しの添付を義務付けることとされた。

しかし、資金管理団体に限定した改正は不十分との指摘がなされ、同年12月の法改正で、国会議員又は国会議員になろうとする者の関係する政治団体（国会議員関係政治団体）について、①すべての支出についての領収書等の徴収、②人件費を除く1件1万円を超える支出についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付、③登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、④1万円以下の少額領収書等の公開等の特例を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置を講ずることとされた。

(2) 本委員会に付託されている政治資金規正法改正法案

第208回国会（臨時会）において、立民から、企業団体献金の禁止等を内容とする「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号）」及び、収支報告書のインターネットの利用等による公表の義務付け等を内容とする「政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号）」が提出された。

また、第212回国会（臨時会）において、立憲から、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎの制限等を内容とする「政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外3名提出、第212回国会衆法第6号）」が提出された。

これら3法律案は、いずれも本委員会において継続審査となっている。

(3) 最近の動き

第212回国会（臨時会）において、政治資金パーティーをめぐる問題に関連し、衆参の本会議・委員会において企業・団体献金の廃止や政治資金パーティーに係る規制の強化等、政治資金規正法の改正を求める声が上がっている²⁹。

5 本委員会の最近の動き

選挙運動等についての自由討議

選挙運動に関する公職選挙法の規制について、インターネットの普及や人口減少が進む中で時代に合わないという指摘があることなどから³⁰、令和4年12月7日（第210回国会（臨時会））、本委員会で選挙運動等についての自由討議が行われた。

第211回国会（常会）、本委員会では、令和5年4月20日の理事懇談会において、第210回国会において行われた自由討議での発言項目から選定した7項目³¹について自由討議を行うことが決定され、同月26日、当該7項目を討議項目として選挙運動等について自由討議が行われた。

2度の自由討議を受け、各党派間で公職選挙法の改正に向けた協議が行われたが、6月7日の理事懇談会において、委員会としての議論の成果を報告書として取りまとめることが決定された。これを受けて作業が進められ、同月21日の委員会において、2度の自由討議の議論を「選挙運動等のあり方に関する報告書」として取りまとめた旨が平口委員長（当時）から報告された。

同報告書は、委員会における意見を踏まえて(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目として3項目、(2)さらに議論を深めるべき論点、その他問題提起があった論点として18項目を選挙運動等のあり方に関する提言とし、これを参考に検討を深め、次国会以降において、公職選挙法等の改正につなげるよう努めるものとしている。

なお、同報告書において(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目として挙げられているのは、①公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、②公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、③投票所への移動支援事業等の充実である³²。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線68720）

²⁹ 令和5年11月29日参議院本会議山添拓議員討論、令和5年12月8日参議院予算委員会石橋通宏議員質疑、令和5年12月12日衆議院本会議太栄志議員、三木圭恵議員及び宮本徹議員討論、等

³⁰ WEB版『NHKニュース』（令4.12.7）

³¹ ①選挙運動用文書図画規制のあり方（選挙運動用ビラ、ポスター等の規格の統一・制限の緩和、証紙の貼付）、②事前運動と期日前投票の制度改革、③特定の候補者に対する誹謗中傷対策、選挙におけるディスインフォメーション（偽情報）対策、④インターネット選挙運動の規制緩和、⑤郵便等投票の対象者拡充、⑥投票所への移動支援事業等の充実、⑦その他

³² 第211回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号（令5.6.21）参照「選挙運動等のあり方に関する報告書」